

事業実施中の注意事項

(1) 補助対象経費・対象外経費について

「補助対象経費の合計額」が「補助金交付決定額」を下回った場合、実際に交付される額は「補助対象経費の合計額」までになります。

| | |
|-------|---|
| 補助対象 | <ul style="list-style-type: none">○講師謝金 講演会や研修会における講師謝金: <u>上限3万円/回</u>○その他の謝金(一時保育、出演団体への謝礼等): <u>上限1万円/回</u>○講師旅費(実費弁償かつ<u>上限3万円/回</u>)○印刷費(印刷製本、事業チラシ、会議資料印刷代)○消耗品費(文具代、活動に要する資材) ○通信費(郵便切手代等)○委託・請負料(会場設営、音響・照明、運搬等専門業者に委託する場合。ただし、相手方が実施団体メンバーの場合を除く。)○会場施設使用料○保険料(イベント保険料、ボランティア保険料) ○その他、必要と認められる経費 |
| 補助対象外 | <ul style="list-style-type: none">○飲食費(弁当、茶菓代、食事代販売目的の食材費等)○備品購入費(※)○団体構成員、協働の相手方の人件費○旅費(団体構成員、協働の相手方に対する交通費等(駐車料金も含む。))○模擬店等において、売ることを目的とした物の材料費○参加者記念品代、賞品・景品代 ○電話代(携帯電話機器等のリースも含む。)○<u>領収書がない等使途不明なもの</u>○団体の行う経常的・日常的な活動経費や、維持運営費(団体の総会費用など) <p>※備品とは・・・「①耐用年数が概ね1年以上(比較的長期にわたりその形状を変えずに反復使用が可能)で、今年度補助事業終了後も引き続き保有・使用し得るもの、②又は取得価格10万円以上のもの」を指します。(備品に該当するか判断できない場合は、お問い合わせください。)</p> |

(2) 作成するチラシ、ポスター等について

事業の実施にあたって、チラシやポスター等の広報物を作成する場合は、下記のとおり記載してください(既に作成済みの広報物については、訂正の必要はありません)。

この事業は、東播磨県民局から「東播磨地域づくり活動応援事業」の補助を受けています。

(3) 事業の変更・中止について

補助金交付決定を受けた事業について、事業の実施が不可能になった場合や、事業に変更が生じる場合は、速やかに県担当者までご連絡ください。

なお、補助対象経費が10万円を下回った場合、補助対象外となり、補助金が交付されなくなる場合がございますので、ご注意ください。